

司法解釈〔2020〕8号

最高人民法院の専利授權及び権利確認の行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）

（2020年8月24日最高人民法院審判委員會第1810回會議通過、2020年9月12日より施行）

専利授權及び権利確認行政事件を正しく審理するため、「中華人民共和國専利法」「中華人民共和國行政訴訟法」などの法律規定に基づき、審判実務を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 本解釈でいう、専利授權行政事件とは、専利出願人が國務院専利行政部門が発行した専利復審請求審査決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する事件をいう。

本解釈でいう、権利確認行政事件とは、専利権者または無効審判請求人が國務院専利行政部門が発行した専利無効宣告請求審査決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起する事件をいう。

本解釈でいう係争決定とは、國務院専利行政部門の専利復審請求審査決定、専利無効宣告請求審査決定をいう。

第二条 人民法院は、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を閲読して理解する通常の意味で、請求項の用語を定めなければならない。請求項の用語が、明細書および図面において明確に定義または説明されている場合、その定めに従う。

前項の規定により定められないものは、当該当業者が通常使用する技術辞書、技術ハンドブック、ツールブック、教科書、国家または業界の技術標準などと合わせて定めることができる。

第三条 人民法院は、権利確認行政事件において請求項の用語を定める際、専利権侵害民事事件の効力を有する裁判で採択された専利権者の関連陳述を参考にすることができる。

第四条 専利請求の範囲、明細書及び図面における文法、文字、数字、句読点、図形、記号等に明らかな誤り又は曖昧さがあるものの、当業者が専利請求の範囲、明細書及び図面を閲読した際に唯一の理解を得られる場合、人民法院はその唯一の理解に基づき認定しなければならない。

第五条 当事者が、専利出願人、専利権者が誠実信用の原則に違反して、明細書及び図面の中の具体的な実施形態、技術効果及びデータ、図表などの関連する技術内容を虚構や捏造したことを証拠をもって証明でき、これに基づき関連請求項が専利法の規定に該当しないと主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第六条 明細書に特定の技術内容が十分に開示されておらず、専利出願日に、次のような状況にあった場合、人民法院は明細書及びその特定の技術内容に関する請求項が専利法第二十六条第三項の規定に合致しないと認定しなければならない。

- (一) 請求項で限定された技術案が実施不可能である場合、
- (二) 請求項で限定された技術案を実施しても発明又は実用新案が解決しようとする技術的問題を解決できない場合、
- (三) 請求項で限定された技術案が発明又は実用新案が解決しようとする技術的問題を解決するのに、過度な労働が必要であると確認した場合、

当事者が、前項に規定された十分に開示されていない特定の技術内容のみに基づき、その特定の技術内容に関連する請求項が、専利法第二十六条第四項の「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」という規定に合致すると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

第七条 当事者が明細書及び図面に基づき、請求項が次の状況にあると考える場合、人民法院は、当該請求項が専利法第二十六条第四項の、専利保護を要求する範囲を明確に限定する、という規定に合致しないと認定しなければならない。

- (一) 限定された発明の主題類型が明確でない場合、
- (二) 請求項における技術的特徴の意味を合理的に確定することができない場合、
- (三) 技術的特徴間に明らかな矛盾が存在し、合理的に解釈できない場合。

第八条 当事者が、明細書及び図面を閲読した後、出願日に請求項に限定された技術案を得ることができない又は合理的に概括できない場合、人民法院は、請求項が専利法第二十六条第四項に規定される「専利請求の範囲は明細書を根拠としなければならない」に合致しないと認定しなければならない。

第九条 機能または効果により限定された技術的特徴とは、構造、成分、手順、条件など技術的特徴又は技術的特徴間の相互関係などに対し、発明創造において生じる機能または効果によってのみ限定される技術的特徴をいうが、当業者が、請求項を閲読することによって、その機能または効果を実現する具体的な実施形態を直接、明確に確定できる場合を

除く。

前項で規定される機能または効果により限定された技術的特徴について、専利請求の範囲、明細書、および図面が、その機能または効果によって実現できるいかなる具体的な実施形態も開示していない場合、人民法院は明細書及び当該技術的特徴を有する請求項が専利法第二十六条第三項の規定に合致しないと認定しなければならない。

第十条 薬品専利出願人が出願日以降に補足実験データを提出し、このデータを利用して専利出願が専利法第二十二条第三項、第二十六条第三項などの規定に合致することを証明すると主張した場合、人民法院は審査を行わなければならない。

第十一条 当事者に実験データの真実性について異論が生じた場合、実験データを提出した側の当事者は、実験データの出所と形成過程を立証しなければならない。人民法院は、実験責任者に対して、入廷して実験原料、手順、条件、環境あるいはパラメータ、および実験完成者、組織などについて説明するよう通知することができる。

第十二条 人民法院は、請求項に限定された技術案の技術分野を確定する際に、主題の名称など請求項のすべての内容、明細書の技術分野と背景技術に関する記載、及びその技術案が実現した機能と用途などを総合的に考慮しなければならない。

第十三条 明細書ならびに図面に、区別される技術特徴の、請求項で限定された技術案において達成できる技術効果が記載されていない場合、人民法院は当該技術分野の技術常識と結び付けて、区別される技術的特徴と請求項におけるその他の技術的特徴の関係、区別される技術的特徴の請求項で限定された技術案における作用などに基づき、当業者が確定できる当該請求項が実際に解決する技術的問題を認定することができる。

係争決定が請求項が実際に解決する技術的問題に対して、認定をしていない、または誤った認定をしたとしても、人民法院の請求項の進歩性に対する法律に基づいた認定には影響を及ぼさない。

第十四条 人民法院は、意匠専利製品の一般消費者の持つ知識レベルと認知能力を認定する際、出願日時の意匠専利製品の設計空間を考慮しなければならない。設計空間が大きい場合、人民法院は、一般消費者にとって異なる設計間の小さい区別は通常気づきにくいと認定することができる。設計空間が小さい場合、人民法院は、一般消費者にとって異なる

設計間の小さい区別は通常気づきやすいと認定することができる。

前項に掲げる設計空間の認定について、人民法院は次の要素を総合的に考慮することができる。

- (一) 製品の機能、用途、
- (二) 従来設計の全体状況、
- (三) 慣用的設計、
- (四) 法律・行政法規の強制的規定、
- (五) 国家、業界の技術標準、
- (六) その他考慮すべき要素。

第十五条 意匠の図面や写真に矛盾や不備、不鮮明さなどがあり、一般消費者が図面や写真及び簡単な説明から保護しようとする意匠を確定できない場合、人民法院は専利法第二十七条第二項に規定される「専利保護を要求する製品の意匠を明確に表示する」に合致しないと認定しなければならない。

第十六条 人民法院は意匠が専利法第二十三条の規定に合致するか否かを認定する場合、意匠の全体的な視覚効果を総合的に判断しなければならない。

特定の技術機能を実現するために備えられた或いは限られた選択肢しか持たない設計特徴は、意匠専利の視覚効果の全体的な観察と総合的判断に顕著な影響を与えない。

第十七条 意匠を同一または類似種類の製品の従来設計と比較した際に、全体的な視覚効果が同じあるいは一部の細かな区別しかないなど実質的に同一である場合、人民法院は、それが専利法第二十三条第一項に規定される「従来設計に属する」と認定しなければならない。

前項で規定される場合を除き、意匠を同一または類似種類の製品の従来設計と比較した際に、両者の区別が全体の視覚効果に著しい影響を与えないものである場合、人民法院は、専利法第二十三条第二項に規定される「明らかな区別」を有しないと認定しなければならない。

人民法院は意匠製品の用途に応じて、製品の種類が同一か類似しているかを認定しなければならない。製品の用途を決定する際には、意匠の簡単な説明、意匠製品の分類表、製品の機能および製品の販売、実際の使用状況などを参考にすることができる。

第十八条 意匠専利を、同一種類の製品について同日に出願された別の意匠専利と比較した際に、全体の視覚効果が同じあるいは一部の細かな区別しかないなど実質的に同一である場合、人民法院は、専利法第九条に規定される「同様の発明創造に対し

ては 1 件の専利権のみを付与する」に合致しないと認定しなければならない。

第十九条 意匠を、出願日以前に出願し出願日以降に公告された、同一或いは類似種類の製品に属する別の意匠と比較した際に、全体の視覚効果が同じあるいは一部の細かな区別しかないなど実質的に同一である場合、人民法院は、専利法第二十三条第一項に規定される「同様の意匠」を構成していると認定しなければならない。

第二十条 従来設計の全体的な設計上の示唆に基づき、一般消費者が容易に想到できる設計特徴の転用、組み合わせ、あるいは置き換えなどの方法で、意匠専利の全体的な視覚効果と同一か一部の細かな区別しかないなど実質的に同一である意匠を得られ、独特な視覚効果を持たない場合、人民法院は当該意匠専利が従来設計特徴の組合せと比較し、専利法第二十三条第二項規定される「明らかな区別」を有しないと認定しなければならない。

次の状況の一つに該当する場合、人民法院は前項でいう設計上の示唆が存在すると認定することができる。

- (一) 同一種類の製品上の異なる部分の設計特徴の組み合わせ或いは置換である場合、
- (二) 従来設計で、特定の種類の製品の設計特徴を意匠専利製品に転用することを開示している場合、
- (三) 従来設計が、異なる特定の種類の製品の意匠特徴を組み合わせたものであることを開示している場合、
- (四) 従来設計のデザインを直接またはわずかに変更して意匠専利製品に使用した場合、
- (五) 単一の自然物の特徴を意匠専利製品に転用した場合、
- (六) 基本的な幾何学模様を単に使用するかわずかに変更して意匠を得た場合、
- (七) 一般消費者に周知の建築物、作品、標識等のすべてあるいは一部設計を使用した場合。

第二十一条 人民法院は、本解釈第二十条にいう独特な視覚効果を認定する際に、次の要素を総合的に考慮することができる。

- (一) 意匠専利製品の設計空間、
- (二) 製品の種類の関連度、
- (三) 転用、組み合わせ、置換した設計特徴の数と難易度、
- (四) その他の考慮すべき要素。

第二十二条 専利法第二十三条第三項にいう「合法的権利」とは、作品、商標、地理的表示、氏名、企業名、肖像、及び一定の影響を及ぼす商品名、包装、装飾等について有する合法的権利又は権益をいう。

第二十三条 当事者が、専利復審、無効宣告請求審査過程における次の状況について、行政訴訟法第七条第三項に規定される「法定手続きに違反する」と主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

- (一) 当事者が提出した理由や証拠を漏れて、当事者の権利に実質的な影響を及ぼす場合、
- (二) 審査過程に参加すべき専利出願人、専利権者及び無効審判請求人などに、法律に基づいた通知がなされず、その権利に実質的な影響を及ぼす場合、
- (三) 当事者に合議体の構成員が通知されず、合議体の構成員に法定回避事由があり回避されなかった場合、
- (四) 係争決定が不利となる一方の当事者に対して、係争決定の根拠となる理由、証拠及び認定事実についての意見陳述の機会が与えられなかった場合、
- (五) 当事者が主張していない技術常識や慣用的設計を自発的に導入し、当事者の意見を聴取せずかつ当事者の権利に実質的な影響を及ぼす場合、
- (六) その他法定手続きに違反し、当事者の権利に実質的に影響を及ぼす可能性がある場合。

第二十四条 係争決定が次の状況の一つである場合、人民法院は行政訴訟法第七十条の規定に基づき、判決を一部取り消すことができる。

- (一) 係争決定の専利請求の範囲における一部の請求項の認定が誤っており、それ以外は正確である場合、
- (二) 係争決定の専利法第三十一条第二項に規定される「一件の意匠専利出願」における一部意匠の認定に誤りがあり、それ以外は正確である場合、
- (三) その他判決の一部取り消しができる場合。

第二十五条 係争決定が、当事者が主張したすべての無効理由及び証拠に対して論評し、請求項の無効を宣告したが、人民法院は係争決定が認定した請求項の無効理由がいずれも成立しないと認定した場合、決定を取り消すか一部取り消す判決を下すべきであり、状況に応じて被告に請求項について新たに審査決定を出す判決を下すこともできる。

第二十六条 審査決定が、効力が生じる裁判に基づき直接改めて出され、且つ新たな事実と理由が導入されておらず、当事者が当該決定に対して訴訟を提起した場合、人民法院は法律に基づき不受理を裁定する。既に受理したものについては、法律に基づき起訴の却下を裁定する。

第二十七条 係争決定の事実の究明や法律の適用に明らかに不当があるものの、専利授権及び権利確認の認定結論が正しい場合、人民法院は、関連事実の究明と法律の適用を是正

した上で、原告の訴訟請求を棄却することができる。

第二十八条 当事者が、関連技術内容が技術常識に属するかあるいは関連設計特徴が慣用的設計に属すると主張した場合、人民法院はその証拠の証明または説明を求めることができる。

第二十九条 専利出願人、専利権者が、専利授権及び権利確認行政事件において、専利出願が棄却されるべきでないこと又は専利権が有効であることを証明するために新たな証拠を提供した場合、人民法院は通常審査しなければならない。

第三十条 無効宣告請求人が、権利確認行政事件において新たな証拠を提供した場合、人民法院は通常審査しないが、次の証拠については除く。

- (一) 専利無効宣告請求の審査過程で主張した技術常識または慣用的設計を証明する場合、
- (二) 当業者あるいは一般消費者の知識レベルと認知能力を証明する場合、
- (三) 意匠専利製品の設計空間あるいは従来設計の全体状況を証明する場合、
- (四) 専利無効宣告請求の審査過程において採用された証拠の証明力を補強する場合、
- (五) 他の当事者が訴訟で提供した証拠に反論する場合。

第三十一条 人民法院は、当事者に対し、本解釈第二十九条、第三十条に規定される新たな証拠の提供を求めることができる。

当事者が人民法院に提供した証拠が、専利復審、無効宣告請求審査過程において法律に基づき提供を求められたものの、正当な理由なしに提供しなかったものである場合、人民法院は通常受け入れない。

第三十二条 本解釈は 2020 年 9 月 12 日より施行する。

本解釈が施行された後、人民法院で審理中の一審、二審の事件に本解釈が適用される。施行前に既に効力を有する裁判が行われた事件については、本解釈を適用して再審を行わない。

司法解釈〔2020〕7号

最高人民法院の営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定

(2020年8月24日最高人民法院審判委員会第1810回会議通過、2020年9月12日より施行)

営業秘密侵害民事事件を正しく審理するため、「中華人民共和国不正競争防止法」「中華人民共和国民事訴訟法」などの法律規定に基づき、審判実務を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 技術に関連する構造、原料、成分、処方、材料、サンプル、様式、植物新品種の繁殖材料、プロセス、方法またはその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラムおよびその関連文書等の情報について、人民法院は、不正競争防止法第九条第四項にいう技術情報を構成していると認定することができる。

経営活動に関連するアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、入札応札材料、顧客情報、データ等の情報について、人民法院は、不正競争防止法第九条第四項にいう経営情報を構成していると認定することができる。

前項にいう顧客情報は、顧客の名称、住所、連絡先および取引習慣、意向、内容等の情報を含む。

第二条 当事者が、特定の顧客と長期的に安定した取引関係を保つことのみを理由とし、その特定の顧客が営業秘密に属していることを主張した場合、人民法院は支持しない。

顧客が従業員個人への信頼に基づき当該従業員の所属する会社と取引を行い、当該従業員が退職した後、顧客自らの意志で当該従業員または当該従業員の所属する新しい会社と取引を行う選択をしたことを証明できる場合、人民法院は、当該従業員は不正手段を用いて権利者の営業秘密を取得していないと認定しなければならない。

第三条 権利者が保護を求める情報が、被疑侵害行為の発生時に、当業者に周知されておらず入手しやすいものでない場合、人民法院は、不正競争防止法第九条第四項にいう公衆に知られていないと認定しなければならない。

第四条 次の状況の一つに該当する場合、人民法院は、関連情報が公衆に知られているも

のであると認定することができる。

- (一) 当該情報が所属分野の一般的な常識または業界の慣例に属している場合、
- (二) 当該情報が、製品の寸法、構造、材料、部材の簡単な組み合わせ等の内容のみに関し、所属分野の関係者が市販されている製品を観察することにより直接取得できる場合、
- (三) 当該情報が既に公開された出版物または他のメディアで開示されている場合、
- (四) 当該情報が既に公開された报告会、展覧等の方式により開示されている場合、
- (五) 所属分野の関係者が他の公開ルートから当該情報を取得できる場合。

公衆に知られている情報を整理、改善、加工した後に形成された新たな情報が本解釈の第三条の規定に合致する場合、当該新たな情報は公衆に知られていないと認定しなければならない。

第五条 権利者が営業秘密の漏洩を防止するために、被疑侵害行為が発生する前に取った秘密保持措置について、人民法院は、不正競争防止法第九条第四項に規定される相応する秘密保持措置であると認定しなければならない。

人民法院は、営業秘密およびその媒体の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可能レベル、秘密保持措置と営業秘密との対応度合いおよび権利者の秘密保持意志等の要素に基づき、権利者が相応の秘密保持措置を取ったか否かを認定しなければならない。

第六条 次の状況の一つを有し、正常な状況下で十分に営業秘密の漏洩を防止することができる場合、人民法院は、権利者が相応の秘密保持措置を取ったと認定しなければならない。

- (一) 秘密保持契約を締結するか、または契約書で秘密保持義務を約定している場合、
- (二) 定款、研修、規則制度、書面通知等の方式により、営業秘密に接触可能、取得可能な従業員、前従業員、仕入先、顧客、来訪者等に秘密保持要求を提出している場合、
- (三) 秘密保持に関わる工場、作業場等の生産経営場所に対して来訪者を制限したり区分管理をしたりしている場合、
- (四) 記号、分類、隔離、暗号化、密封保存、接触または取得可能な人員の範囲を制限する等の方式により、営業秘密およびその媒体を区分して管理している場合、
- (五) 営業秘密に接触可能、取得可能なコンピュータ装置、電子装置、ネットワーク装置、記憶装置、ソフトウェア等に対して、使用、アクセス、記憶、コピー等を禁止または制限する措置を取っている場合、
- (六) 接触または取得した営業秘密およびその媒体を登録、返却、削除、破棄

し、秘密保持義務を負い続けるよう退職した従業員に要求している場合、
(七) 他の合理的な秘密保持措置を取っている場合。

第七条 権利者が保護を求める情報が、公衆に知られていないことで現実的または潜在的な商業的価値を有する場合、人民法院は審査により、不正競争防止法第九条第四項に規定される商業的価値を有すると認定することができる。

生産経営活動中に形成された段階的な成果が前項の規定に合致する場合、人民法院は審査により、当該成果が商業的価値を有すると認定することができる。

第八条 被疑侵害者が法律規定または公認された商業道徳に違反する方式で権利者の営業秘密を取得した場合、人民法院は、不正競争防止法第九条第一項に規定されるその他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得することに属すると認定しなければならない。

第九条 被疑侵害者が、生産経営活動中に営業秘密を直接使用したり、営業秘密を修正、改良した後に使用したり、または営業秘密に基づき関連する生産経営活動を調整、最適化、改善した場合、人民法院は、不正競争防止法第九条に規定される営業秘密の使用に属すると認定しなければならない。

第十条 当事者が法律規定または契約書の約定に基づき秘密保持義務を負っている場合、人民法院は、不正競争防止法第九条第一項に規定される秘密保持義務に属していると認定しなければならない。

当事者が契約書に秘密保持義務を約定していないものの、誠実と信用の原則および契約書の性質、目的、契約締結過程、取引習慣等により、被疑侵害者が、取得した情報が権利者の営業秘密に属していることを知り、または知ることができた場合、人民法院は、被疑侵害者は取得した営業秘密に対して秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

第十一条 法人、非法人組織の経営、管理者および労働関係を有する他の者について、人民法院は、不正競争防止法第九条第三項でいう従業員、前従業員であると認定することができる。

第十二条 人民法院は、従業員、前従業員が権利者の営業秘密を取得するルートまたは機会を有するか否かを認定する場合、関連する次の要素を考慮することができる。

(一) 職務、役割、権限、

- (二) 担当する本職の仕事または会社が割り当てた任務、
- (三) 営業秘密に関連する生産経営活動に参加する具体的な状況、
- (四) 営業秘密およびその媒体を保管、使用、記憶、コピー、制御、またはその他の形で接触、取得するか否か、
- (五) 考慮する必要があるその他の要素。

第十三条 被疑侵害情報と営業秘密に実質的な区別が存在しない場合、人民法院は、被疑侵害情報が営業秘密と不正競争防止法第三十二条第二項でいう実質的な同一を構成していると認定することができる。

人民法院が前項でいう実質的な同一を構成しているか否かを認定する場合、次の要素を考慮することができる。

- (一) 被疑侵害情報と営業秘密との相違度、
- (二) 所属分野の関係者が、被疑侵害行為の発生時に、被疑侵害情報と営業秘密との区別を容易に想到するか否か、
- (三) 被疑侵害情報と営業秘密の用途、使用方式、目的、効果等に実質的な差があるか否か、
- (四) 公的分野における営業秘密に関連する情報の状況、
- (五) 考慮する必要があるその他の要素。

第十四条 自らの研究開発またはリバースエンジニアリングにより被疑侵害情報を取得した場合、人民法院は、不正競争防止法第九条に規定される営業秘密侵害行為に属しないと認定しなければならない。

前項でいうリバースエンジニアリングとは、技術手段により、公開ルートから取得した製品の取り外し、マッピング、分析などを行って当該製品の関連技術情報を取得することを意味する。

被疑侵害者が、不正な手段で権利者の営業秘密を取得した後、更にリバースエンジニアリングを理由として営業秘密を侵害していないと主張した場合、人民法院は支持しない。

第十五条 被申立人が、権利者の主張する営業秘密を不正な手段で取得、開示、使用したりまたは他人に権利者の主張する営業秘密の使用を許可しようとするか、これらを試みていて、行為保全措置を取らないと、判決が執行しにくくなったり、当事者のその他の損害を招いたりまたは権利者の合法的権益に補いきくい損害を与える場合、人民法院は、法律に基づき行為保全措置を取ることを裁定することができる。

前項に規定される状況は、民事訴訟法第百条、第百一条にいう緊急の状況に

属し、人民法院は四十八時間以内に裁定を行わなければならない。

第十六条 経営者以外のその他の自然人、法人および非法人組織が営業秘密を侵害し、権利者が不正競争防止法第十七条の規定に基づき権利侵害者の負うべき民事責任を主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

第十七条 人民法院は、営業秘密侵害行為に対して侵害を停止する民事責任を判決する場合、侵害停止の期間を、一般的に当該営業秘密が公衆に知られるまで継続しなければならない。

前項の規定に基づき判決による侵害停止期間が明らかに合理的ではない場合、人民法院は、法律に基づき権利者の営業秘密の競争優位性を保護する前提で、権利侵害者に一定の期限または範囲内で当該営業秘密の使用を停止する判決を下すことができる。

第十八条 権利侵害者が営業秘密媒体を返却または破棄し、それが制御する営業秘密情報を削除する判決を下すよう権利者が請求した場合、人民法院は通常支持しなければならない。

第十九条 権利侵害行為により営業秘密が公衆に知られた場合、人民法院は、法律に基づき賠償額を確定する際に営業秘密の商業的価値を考慮してもよい。

人民法院が前項でいう商業的価値を認定する際、研究開発費、当該営業秘密を実施した際の収益、得られる利益、競争優位性を保持できる時間などの要素を考慮しなければならない。

第二十条 営業秘密使用許諾料を参照して権利侵害による実際の損失を確定するよう権利者が請求した場合、人民法院は、許諾の性質、内容、実際の履行状況および権利侵害行為の性質、情状、結果等の要素に基づき確定することができる。

人民法院は、不正競争防止法第十七条第四項に基づき賠償額を確定する場合、営業秘密の性質、商業的価値、研究開発費、革新レベル、もたらす競争優位性および権利侵害者の主観的な過失、権利侵害行為の性質、情状、結果等の要素を考慮することができる。

第二十一条 当事者または訴外者の営業秘密に関する証拠、材料に対して当事者または訴外者が書面で人民法院に秘密保持措置を取るよう申請した場合、人民法院は、保全、証拠交換、証拠検証、鑑定依頼、尋問、法廷審理などの訴訟

活動において必要な秘密保持措置を取らなければならない。

前項にいう秘密保持措置の要求に違反し、営業秘密を勝手に開示したり、訴訟活動以外で使用したり、訴訟で接触、取得した営業秘密の他人の使用を許可したりした場合、法律に基づき民事責任を負わなければならない。民事訴訟法第百十一条に規定される状況を構成した場合、人民法院は、法律に基づき強制的な措置を取ることができる。犯罪を構成した場合、法律に基づき刑事責任を追及する。

第二十二條 人民法院は、営業秘密侵害民事案件を審理する際、法定手続きに従い、営業秘密侵害犯罪刑事訴訟中に形成された証拠を、全面的かつ客観的に審査しなければならない。

公安機関、検察機関または人民法院が保存した被疑侵害行為と関連性がある証拠を、営業秘密侵害民事案件の当事者およびその訴訟代理人が客観的な理由で自ら収集することができず、調査収集を申請した場合、人民法院は許可しなければならないが、進行中の刑事訴訟手続きに影響を与える場合を除く。

第二十三條 当事者が、発効された刑事裁判によって認定された実際の損失または違法所得に従って同一の営業秘密侵害行為に関する民事案件の賠償額を確定すると主張した場合、人民法院は支持しなければならない。

第二十四條 権利者は、権利侵害者が権利侵害によって得た利益の初歩的な証拠を既に提供したものの、営業秘密侵害行為に関連する帳簿、資料が権利侵害者によって把握されている場合、人民法院は、権利者の申請に応じ、権利侵害者に当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が正当な理由なく提供しないまたはありのままに提供しない場合、人民法院は、権利者の主張および提供された証拠に基づき権利侵害者が権利侵害によって得た利益を認定することができる。

第二十五條 当事者が、同一の営業秘密被疑侵害行為に関する刑事案件が結審されていないことを理由として、営業秘密侵害民事事件の審理を中止するよう請求し、人民法院は、当事者の意見を聴取した後に当該刑事事件の審理結果を根拠とする必要があると認定した場合、それを支持すべきである。

第二十六條 営業秘密独占的使用許諾契約の被許可者が営業秘密侵害行為に対して訴訟を提起する場合、人民法院は法律に基づき受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許可者と権利者とが共に訴訟を提起するか、または

権利者が起訴しない状況下で自ら訴訟を提起する場合、人民法院は法律に基づき受理しなければならない。

一般的な使用許諾契約の被許可者と権利者とが共に訴訟を提起するか、または権利者の書面による授権で単独で訴訟を提起する場合、人民法院は法律に基づき受理しなければならない。

第二十七条 権利者は、一審の法廷弁論が終了する前に、主張する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。一部しか明確にできない場合、人民法院は明確な部分に対して審理を行う。

権利者は、二審において、一審で明確にされていない営業秘密の具体的な内容を別途主張した場合、二審人民法院は、当事者の自由意志の原則に基づき当該営業秘密の具体的な内容に関連する訴訟請求について調停を行うことができ、調停ができない場合、別途起訴することを当事者に通知することができる。双方の当事者のいずれも二審人民法院で一括して審理することに同意する場合、二審人民法院は一括裁判を行うことができる。

第二十八条 人民法院が営業秘密侵害民事案件を審理する場合、被疑侵害行為発生時の法律を適用する。被疑侵害行為が法律改正前に既に発生しており、法律改正後まで継続する場合、改正後の法律を適用する。

第二十九条 本解釈は2020年9月12日より施行する。

最高人民法院がこれまでに発行した関連司法解釈が本解釈と一致しない場合、本解釈に準ずる。本解釈が施行された後、人民法院で審理中の一審、二審の事件には本解釈が適用される。施行前に既に効力を有する裁判が行われた事件については、本解釈を適用して再審を行わない。